

**令和4年度全国高等学校体育連盟全国専門部長・委員長会  
インターハイにおける新型コロナウイルス感染症対策確認事項資料**

- 1 四国ブロック総体における新型コロナウイルス感染症対策について  
「全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】」及び、各中央競技団体並びに開催地自治体等が示す方針等に基づき実施する。
  - (1) 四国4県及び和歌山県の共通する具体的な対応方針（以下「対応方針」という）を策定する。
  - (2) 感染状況の変化等に伴う第3版の修正箇所等を示す。
  
- 2 濃厚接触者及び待機期間に関する定義について
  - (1) 濃厚接触者の定義 変更なし。
  - (2) 待機期間
    - ① オミクロン株が感染の主流の間は、特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日、当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日又は当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間として、8日目を大会参加可能とする。
    - ② 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、医療機関による陰性証明書の提出を条件に5日目から大会参加を可能とする。
  
- 3 大会参加前の対応について  
昨年度の課題を踏まえて「対応方針」に下記の事項を記載する。
  - (1) 出場チームにおいては、1名以上の新型コロナウイルス感染症対応担当者（監督・引率教員の兼務も可）を置き、参加申込の際に開催地実行委員会に報告する。新型コロナウイルス感染症対応担当者は、全国高体連や開催地実行委員会、競技専門部、保健所、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。
  - (2) 感染者、濃厚接触者、体調不良者となった場合、医療機関や療養施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送については参加校の責任で行うこととし、事前に交通手段を決めておくこと。また、医療機関や療養施設、宿泊療養施設において、療養又は待機することになった場合も想定し、その際の滞在方法を事前に検討しておくこと。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症対応担当者は、参加する前に保護者やチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、開催県における付添いや開催県までの迎え、医療機関等において療養等が必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

- 4 感染者等の発生に伴う大会出場辞退の判断について
  - (1) 原則、学校長の責任において判断する。
  - (2) 客観性のある規則を基に大会運営側の判断により参加を認めないことができる。その場合、当該競技専門部が対応する。
  - (3) 参加条件に関する競技独自の規定がある場合は、その内容について参加校に事前に周知し徹底を図る。
  
- 5 報告に関する注意事項について
  - (1) 【大会参加時】

健康チェックシート(様式1)を大会参加2週間前から正確に記載する。(様式1)のチェック状況から判断して出場を自粛する者が「いる」「いない」を健康チェックシート提出用紙(様式2)にて報告。

\*正確な記載を徹底する。
  - (2) 【大会前の辞退】

全国高等学校総合体育大会新型コロナウイルス感染症関連報告書(様式3)を準用し報告。
  - (3) 【競技期間中の辞退】

全国高等学校総合体育大会新型コロナウイルス感染症関連報告書(様式3)にて報告。
  - (4) 【競技終了後】

大会参加者が競技終了後2週間以内に感染者となった場合、全国高等学校総合体育大会新型コロナウイルス感染症関連報告書(様式4)にて報告。
  - (5) (様式3)、(様式4)は、全て競技専門部が作成し、実行委員会と情報を共有し全国高体連へ報告する。
  
- 6 プレス対応について

全国高等学校体育連盟の責任で実施。
  
- 7 観客対応について

原則有観客で開催する。

各開催県、開催市町及び会場の状況、並びに競技特性において必要と判断された場合、制限を加えることができる。
  
- 8 競技別対応策の提出について

開催地と競技専門部で調整をして作成後、全国高体連へ提出。

ホームページへ掲載する場合は、競技別対応策完成後とする。